

地域活性化のための鳥取自動車道の利活用に関する検討委員会規約（案）

第1条（目的）

「地域活性化のための鳥取自動車道の利活用に関する検討委員会」（以下「委員会」という。）は、新直轄方式で整備された鳥取自動車道の特性を踏まえ、沿線の道の駅や観光資源等の活用方策を検討し、道路利用者の利便性の向上および沿線の地域活性化につなげていくことを目標とする。

第2条（検討内容）

委員会は下記の項目について審議を行う。

- （1）高速道路本線上に設置されていない休憩施設の代替としての道の駅等の活用方策、及び利用者への情報提供方法。
- （2）沿線地域との連携による観光資源等を活かした鳥取自動車道の利活用方策。
- （3）その他、地域活性化のための鳥取自動車道の利活用に関すること。

第3条（幹事会）

委員会には幹事会を設ける。

- 2 幹事会は委員長の命を受けて、委員会の任務に関する計画、検討、調整の作業を行う。

第4条（構成）

委員会は、別表－1に掲げる委員で構成する。

- 2 幹事会は、別表－2に掲げる幹事で構成する。

第5条（役員）

委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は委員会において委員の中から選任する。
- 3 幹事会には幹事長を置く。
- 4 幹事長は幹事会において幹事の中から選任する。
- 5 委員会、幹事会にはオブザーバーを置くことができる。

第6条（会議）

委員会は必要に応じて委員長がこれを招集する。

- 2 幹事会は必要に応じて幹事長がこれを招集する。

第7条（事務局）

委員会、幹事会に事務局を置く。

- 2 委員会、幹事会の事務局は鳥取河川国道事務所に置く。

第8条（雑則）

この規則に定めるものを除くほか、委員会の運営については必要事項は委員長が定める。

附則

この規約は平成22年11月15日から施行する。

- ・平成22年12月13日 一部改正
- ・平成23年2月8日 一部改正
- ・平成23年2月21日 一部改正
- ・平成24年4月26日 一部改正
- ・平成24年11月26日 一部改正

別表－1

地域活性化のための鳥取自動車道の利活用に関する検討委員会

委員長	筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授	石田 東生
委員	鳥取環境大学 理事	道上 正規
委員	鳥取大学大学院工学研究科 教授	谷本 圭志
委員	国土交通省 中国地方整備局 道路部長	伊藤 正秀
委員	国土交通省 鳥取河川国道事務所長	田中 衛
委員	鳥取県 統轄監	法橋 誠
委員	岡山県 土木部長	平出 純一
委員	兵庫県 西播磨県民局長	藤原 由成
委員	鳥取市長	竹内 功
委員	岩美町長	榎本 武利
委員	八頭町長	平木 誠
委員	若桜町長	小林 昌司
委員	智頭町長	寺谷誠一郎
委員	美作市長	安東 美孝
委員	西粟倉村長	青木 秀樹
委員	佐用町長	庵谷 典章
委員	因幡街道交流会議 会長	長尾 裕昭
委員	全国街道交流会議 専務理事	古賀 方子

【事務局：鳥取河川国道事務所】

別表－2

地域活性化のための鳥取自動車道の利活用に関する検討委員会 幹事会

幹事長	国土交通省 鳥取河川国道事務所 所長	田中 衛
幹事	国土交通省 鳥取河川国道事務所 調査設計課長	前田 文雄
	鳥取県 道路企画課長	山本 晃
	鳥取県 生活環境部 景観まちづくり課長	山内 政己
	鳥取県 文化観光局 観光政策課長	西尾 浩一
	鳥取県 未来づくり推進局 鳥取力創造課長	岩崎 林太郎
	岡山県 土木部 道路建設課長	野村 幸宣
	岡山県 産業労働部 観光課長	江端 恭臣
	兵庫県 県土整備部 土木局 道路企画課 高速道路室 高規格幹線係長	鴨川 義宣
	兵庫県 西播磨県民局 元気づくり参事	柏野 繁樹
	鳥取市 都市整備部次長 兼 都市企画課長	藤井 光洋
	鳥取市 経済観光部観光コンベンション推進課長	安本 里美
	岩美町 産業建設課長	廣谷 幸人
	八頭町 建設課長	野崎 正実
	若桜町 町土整備課長	竹田 元重
	智頭町 建設農林課長	岡本 甚一郎
	美作市 ドリームプラン推進室長	今井 忠
	美作市 協働企画課長	景山 二男
	美作市 商工観光課長	山名 浩二
	西粟倉村 産業観光課長	上山 隆浩
	佐用町 商工観光課長	横山 芳己
	西日本高速道路株式会社 福崎高速道路事務所 工務課長	山本 正司
	西日本高速道路株式会社 津山高速道路事務所 工務課長	後藤 順治

【事務局：鳥取河川国道事務所】